

## 第3回評価委員会意見を受けた役員報酬等支給基準(案)の見直しについて

## 1. 手当の見直し(案)

## ■第3回地方独立行政法人評価委員会委員発言(要旨)

【林委員】民間で考えると、役員に手当を出すというのが分からない。特に地域手当。それならば基本給を上げればよい。年額を設定し12で割ればよい。3病院間で格差があっても問題ない。

## 【見直し(案)の概要】

前回案		今回見直し案		[参考] 国指定職 俸給・手当
基本報酬		基本報酬		俸給
地域手当	⇒	(地域手当相当額を含む)		地域手当
※下呂・看護大は対象外地域		※下呂・看護大は対象外地域		
通勤手当		通勤手当		通勤手当
単身赴任手当	⇒	× 支給しない		単身赴任手当
賞与(期末特別手当)		賞与(期末特別手当)		期末手当・勤勉手当
—		—		その他の手当 ※

※ [国指定職に支給されるその他の手当] 広域異動手当、研究員調整手当、特勤勤務手当、管理職員特別勤務手当

## (1) 地域手当

地域手当は、支給しないこととする。

地域手当の支給対象地域に所在する法人(総合医療センター、多治見病院)においては、地域手当に相当する額(基本報酬月額3%)を含めた金額により、基本報酬月額を定めることとする。

## (2) 通勤手当

通勤手当は、当初案のとおり支給することとする。

## (3) 単身赴任手当

単身赴任手当は、支給しないこととする。

## 【今回の見直しによる支給額への影響】

(単位:円、すべて「～以内」)

		前回案			今回見直し案	
		総合C・多治見	下呂		総合C・多治見	下呂
理事長	基本報酬(月額)	840,000		⇒	865,200	840,000
	地域手当(月額)	25,200	0			
	賞与(年額)	3,869,544	3,775,800		3,889,074	3,775,800
	年間総支給額	14,251,944	13,855,800		14,271,474	13,855,800
	退職手当(在職1か年分)	1,260,000	1,260,000		1,297,800	1,260,000
副理事長	基本報酬(月額)	782,000		⇒	805,460	782,000
	地域手当(月額)	23,460	0			
	賞与(年額)	3,602,361	3,515,090		3,620,542	3,515,090
	年間総支給額	13,267,881	12,899,090		13,286,062	12,899,090
	退職手当(在職1か年分)	1,173,000	1,173,000		1,208,190	1,173,000
理事	基本報酬(月額)	726,000		⇒	747,780	726,000
	地域手当(月額)	21,780	0			
	賞与(年額)	3,344,391	3,263,370		3,361,271	3,263,370
	年間総支給額	12,317,751	11,975,370		12,334,631	11,975,370
	退職手当(在職1か年分)	1,089,000	1,089,000		1,121,670	1,089,000

## 2. 国指定職俸給表・県教育職給料表(一)の改定に対する対応ルールについて (案)

### ■第3回地方独立行政法人評価委員会委員発言 (要旨)

【片桐専門委員】 指定職俸給表を使っているが、号俸ではなく金額で定めた場合、指定職俸給表の改定に合わせて毎年改正する必要があるが、よいか。

#### [対応案]

- ・当初案のとおり、基本報酬の月額は、号俸ではなく金額で定めることとする。
- ・国の指定職俸給表、県の教育職給料表(一)の改定や、賞与の支給月数等の改定があった場合も、その都度、各法人において、役員報酬支給基準(役員報酬規程)の改定の可否を判断することとし、必ずしも指定職の俸給に連動させることをルールとはしないこととする。

### 第3回評価委員会 役員報酬等支給基準に関する意見・質疑について

	委員意見・質疑	県側回答	対応
病院関係議事	林委員 非常勤役員の報酬について、理事は日額とし、監事は年額としている理由は。	理事は理事会等出席の都度業務が発生するため日額で支払う。 監事は、理事会等出席時や法人事務所での監査時以外にも、書類を持ち帰って継続的に監査を実施する場合もあるなど、年間を通じて業務が発生するため、日額は実態に沿わないと判断し、年額とした。	なし
	石原委員 非常勤理事に報酬を払えるものなのか。(社会福祉法人との対比)	先行団体との均衡を重視した。地方独立行政法人では法律上の制約はないため、業務の実態に合わせて支払えばよいと考えている	なし
	石原委員 監事の報酬は非常に高い感じがするが、一般的にこの程度のものなのか。	・先行事例も参考とした。静岡県は月額10万で年間120万。月額5万のところは年額60万となる。秋田県とは同額。 ・監事が年間に行う業務量を積算した上で算定。単価として1時間あたり15,000円程度を想定。非常勤理事は日額3万円だが、1回の理事会が2時間程度としてほぼ同水準。 ・監事の業務内容は多く年1~2回のその場限りの監査では対応できない。監事は法に基づく責任を負うものであり、責任の軽重を法人側が限定できるものではない。見落としがあれば責任を問われる。責任に見合った適正な金額だと考えている。	なし
	金山専門委員 報酬にはそれなりの責任が伴う。責任について文書を交わすのか。明確なものが必要では。	監事の業務内容については法人の規程で定める。	なし
	林委員 地域手当の支給対象地域は。	職員の制度と同様。総合C・多治見は支給対象。下呂は支給対象外。	なし
	林委員 職員を含め、退職金債務の引当て及び積立では行うのか。	地方独立行政法人会計基準に従い引き当てを行う。	なし
休憩中	林委員 民間で考えると、役員に手当を出すというのが分からない。特に地域手当。それならば基本給を上げればよい。年額を設定し12で割ればよい。3病院間で格差があっても問題ない。	確かにそのとおり。県職員のように各地域を異動して回るわけではない。見直しを検討したい。	変更
大学関係議事	石原委員 単身赴任手当の金額は。	配偶者の住居との距離に応じて決まるため一概にいくらとは言えない。後日お知らせする。	なし
	片桐専門委員 基本報酬は指定職俸給表を使っているわけだが、金額で定めた場合は、毎年改正する必要がある。事務的な話なので良いが。	—	なし
	片桐専門委員 役員に対して勤勉手当は支給できるものなのか。 期末手当に評価を反映すれば、「勤勉」というニュアンスになるので、おかしいと思うが。通常、理事長には勤勉手当は出さない。誰が理事長を評価するのかということになる。	役員に対しては、勤勉手当は支給せず、期末手当だけを支給することとしている。 地方独立行政法人法において、役員の報酬は、役員の業績が考慮されるものでなければならぬとされている。これを受けて、先行法人等でも100分の10の範囲内で増減ができるという規定を設けている。	なし